

東海支部役員選挙の審議結果について

作成日：2026年4月15日

報告者：日本臨床発達心理士会 東海支部事務局

日本臨床発達心理士会東海支部規約に基づき実施された「東海支部役員選挙」の審議結果、およびその実施手続きについて、事務局より以下の通り報告申し上げます。

1. 本議案提出の趣旨および役員任期の経過措置について

本審議の軸である「支部役員任期に関する経過措置」は、当士会の一般社団法人化に伴う運営体制の整備を目的として提案されました。

当士会の法人化運用において、今後は「代議員選挙」と「支部役員選挙」を交互に実施する体制への移行が求められています。現状のスケジュールのままでは、毎年いずれかの選挙が重なることになり、会員の皆様への負担増および組織運営の煩雑化が懸念されます。

このため、2027年度に実施される代議員選挙と支部役員選挙の周期を一致させ、組織運営の効率化を図るための「一回限りの架け橋」として、今回選出される役員に限り任期を「1年」とする臨時措置を講じることといたしました。

本措置はあくまで選挙時期調整のための「経過措置」であり、規約第10条3（役員の任期は2年とする原則）を恒久的に変更するものではなく、次期以降は本来の2年任期に復することを申し添えます。

2. 手続きの透明性と正当性の確保

本審議および選挙プロセスの透明性を担保し、会員の皆様の意思を最大限に反映させるため、以下の通り手続きを遂行いたしました。

- 告知の実施**：2026年2月28日付で、東海支部ホームページおよびメーリングリストを通じ、全会員に対して本議案の審議および立候補の募集を周知いたしました。
- 回答期間の延長**：当初の予定を変更し、より多くの会員の皆様に意思表示の機会を確保するため、回答期限を2026年3月31日まで延長いたしました。

3. 審議の成立要件と有効性の証明

東海支部規約第9条3項に基づき、総会（電磁的方法等による審議を含む）の成立には、正会員の半数を超える回答（出席者および委任状提出者と同等とみなす）が必要です。今回の審議における定足数の充足状況は以下の通りです。

| 項目 | 内容 |
|----------------|------|
| 支部正会員総数 | 317名 |
| 有効回答数（定足数算定対象） | 162名 |

有効回答数が正会員数の過半数（162名）に達したため、本審議は規約に則り適法に成立いたしました。

4. 審議結果の詳細

議案（任期1年の経過措置および選挙方法）に対する採決の結果は以下の通りです。

- 賛成：161票
- 反対：1票

以上の通り、圧倒的多数の賛成をもって、本議案は正式に承認・可決されました。

5. 次期役員候補者の公表

本審議および立候補受付の結果、以下の9名が次期役員候補者として申請がなされました。（敬称略）

- 中西由里
- 村瀬忍
- 松本和久
- 菊池紀彦
- 天谷祐子
- 山田浩昭
- 吉田孝弘
- 河原厚子
- 後藤隆章

6. 今後のスケジュール（最終承認に向けたプロセス）

新役員の就任に向け、今後は以下のステップで最終的な承認手続きを進めてまいります。

- 2026年6月13日までの期間：選出された新役員候補者の互選により、支部内における具体的な役割分担（支部長、副支部長、事務局長、会計担当等）を決定いたします。
- 2026年6月13日（土）：支部総会において、新役員の最終承認および正式な就任を執り行います。

本報告の内容に関しまして、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。今後とも支部運営へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、報告いたします。